

(樣式3)

令和3年度（2021年度）公共事業（大規模等）事前評価調書

基準年月日 令和4年3月1日

6.妥当性	根拠法令等	土地改良法、北海道農業・農村振興条例		
	その他	北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第6期南幌町総合計画		
	地域の動向・意向、事業関係手続、コスト縮減の取組			
【地域の動向・意向】		【事業関係手続】 ・H28(2016).5 南幌町農業農村整備事業管理計画に登載 ・R4(2022).10 整備要望を反映した事業計画概要の作成(予定)		
●H27(2015)～ 地域より整備要望を受け、受益者、南幌町、JAなんぼう、北海土地改良区など区画整理を中心とした地域の整備構想の検討を開始。 ●R3(2021)～ 地域の整備構想に基づいた事業計画策定を開始。		【コスト縮減の取組】 ・特になし		
7.事業効果	経済効果の内訳(百万円)		費用の内訳(百万円)	
	作物生産効果	1,264	区画整理	3,499
	品質向上効果	604	関連施設	422
	営農経費節減効果	2,471		
	維持管理費節減効果	△ 119		
	災害防止効果	21		
	国産農産物安定供給効果	182		
	合 計 (B)	4,423	合 計 (C)	3,921
8.事業特性による特記事項	【協議・調整状況】 ・該当事項：埋蔵文化財保護のための事前協議、用水路の道道及び町道横断、耕作道路の町道接続協議、排水路の町道側溝接続協議 ・実施状況：いずれの事前協議も終了しており、工法等について了解を得ている。			
	【その他】 ・基盤整備関連経営体育成等促進計画を作成。（農地集積計画） ・負担割合の「その他」は、農業者の負担割合及び負担金である。 ・担い手：農業経営の改善に意欲的で、市町村が認定した地域農業を担う農業経営者。			
対処方針	農地・農業施設の整備水準の向上に大きく寄与し、地域農業の維持に大きく貢献するとともに国民への食料の安定供給に資することから要望を行うことは妥当である。			
	a	a : 要望を行うことは妥当	b : 要望に当たって検討を要する	c : 要望を行うことは妥当でない

農地整備事業（経営体育成型）
あかつきだいさん
暁第3地区 計画一般図

位 置 図

